

「いじめ重大事態」って何？



「いじめ重大事態」って何ですか？



「いじめ重大事態」になるのは、次の2つの場合です。

- ①いじめにより、心身又は財産などに大きな被害があったと疑われる場合
- ②いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

なお、学校や教育委員会は、児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応に当たります。



「いじめ重大事態」になった場合の対応はどのようになりますか？



いじめ重大事態になった場合の対応は、次のとおりです。

- ①学校は、岡崎市教育委員会を通じて、市長にいじめ重大事態の発生を報告します。
- ②基本的には、学校または教育委員会に調査組織を設置します。
- ③調査を行うことが決まった場合、被害を受けた児童生徒や保護者、さらに加害者に対し、調査方針等を説明します。
- ④調査委員会が調査を実施します。
- ⑤調査結果を市長、被害児童生徒と保護者等へ説明するとともに、同種のいじめが発生しないよう、岡崎市教育委員会と学校は努めていきます。